

山梨県公報

第二千六百六十二号

平成二十三年

八月二十九日

月 曜 日

目次

告示

山梨県県税条例第十三条第一項の規定による県税の申告等の期限の延長の
期日の指定…………… 六〇一

保安林の指定の予定(十六件)…………… 六〇二

公告

平成二十三年度製菓衛生師試験の実施…………… 六〇八

松くい虫駆除命令内容の公表…………… 六〇九

公安委員会

一般競争入札について…………… 六〇九

正誤

平成二十三年三月三日付第二千六百十六号中…………… 六一一

平成二十三年三月十四日付第二千六百十九号中…………… 六一二

告示

山梨県告示第三百四十四号

山梨県県税条例(昭和三十六年山梨県条例第十一号)第十三条第一項の規定により、
山梨県県税条例第十三条第一項の規定による県税の申告等の期限の延長(平成二十三年
山梨県告示第七十二号)において別に告示で定めることとされている期日のうち、次
に掲げる地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るものにつて
は、その期限が平成二十三年三月十一日から平成二十三年九月二十九日までの間に到来
するものについて、平成二十三年九月三十日とする。

平成二十三年八月二十九日

山梨県知事 横内 正明

都道府県名

地 域

岩手県

- 盛岡市
- 花巻市
- 北上市
- 久慈市
- 遠野市
- 一関市
- 二戸市
- 八幡平市
- 奥州市
- 岩手郡零石町
- 岩手郡葛巻町
- 岩手郡岩手町
- 岩手郡滝沢村
- 紫波郡紫波町
- 紫波郡矢巾町
- 和賀郡西和賀町
- 胆沢郡金ヶ崎町
- 西磐井郡平泉町
- 東磐井郡藤沢町
- 下閉伊郡岩泉町
- 下閉伊郡田野畑村
- 下閉伊郡普代村
- 九戸郡軽米町
- 九戸郡野田村
- 九戸郡九戸村
- 九戸郡洋野町
- 二戸郡一戸町
- 仙台市
- 塩釜市
- 白石市
- 名取市
- 角田市
- 岩沼市
- 登米市
- 栗原市

<p style="text-align: center;">宮城県</p> <p>大崎市 刈田郡蔵王町 刈田郡七ヶ宿町 柴田郡大河原町 柴田郡柴田町 柴田郡柴田町 柴田郡川崎町 伊具郡丸森町 巨理郡巨理町 巨理郡山元町 宮城郡松島町 宮城郡七ヶ浜町 宮城郡利府町 黒川郡大和町 黒川郡大郷町 黒川郡富谷町 黒川郡大衡村 加美郡色麻町 加美郡加美町 遠田郡涌谷町 遠田郡美里町</p>	<p>福島市 会津若松市 郡山市 いわき市 白河市 須賀川市 喜多方市 相馬市 二本松市 伊達市 本宮市 伊達郡桑折町 伊達郡国見町 安達郡大玉村 岩瀬郡鏡石町</p>
--	--

<p style="text-align: center;">福島県</p> <p>岩瀬郡天栄村 南会津郡下郷町 南会津郡桧枝岐村 南会津郡只見町 南会津郡南会津町 耶麻郡北塩原村 耶麻郡西会津町 耶麻郡磐梯町 耶麻郡猪苗代町 河沼郡会津坂下町 河沼郡湯川村 河沼郡柳津町 大沼郡三島町 大沼郡金山町 大沼郡昭和村 大沼郡会津美里町 西白河郡西郷村 西白河郡泉崎村 西白河郡中島村 西白河郡矢吹町 東白河郡棚倉町 東白河郡矢祭町 東白河郡塙町 東白河郡鮫川村 石川郡石川町 石川郡玉川村 石川郡平田村 石川郡浅川町 石川郡古殿町 田村郡三春町 田村郡小野町 相馬郡新地町</p>	<p>山梨県告示第三百四十五号 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。</p>
---	---

平成二十三年八月二十九日

山梨県知事 横内正明

一 保安林の所在場所

山梨市牧丘町倉科字丸山六九九二の一、七〇〇一の一、七〇〇二、七〇〇四

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定実施要件

(一) 立木の伐採方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び山梨市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第三百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十三年八月二十九日

山梨県知事 横内正明

一 保安林の所在場所

山梨市三富上釜口字上之山一〇一六の二、一〇一六の三

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定実施要件

(一) 立木の伐採方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び山梨市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第三百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十三年八月二十九日

山梨県知事 横内正明

一 保安林の所在場所

山梨市牧丘町北原字棚澤四一四二の三

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定実施要件

(一) 立木の伐採方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字棚澤四一四二の三（次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び山梨市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第三百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十三年八月二十九日

山梨県知事 横内正明

一 保安林の所在場所

大月市七保町下和田字寺原一七二九、一七三〇、一七三一の内一、一七三二、字和田原二〇〇

二 指定の目的

水源のかん養

山梨県知事 横内正明

土砂の流出の防備
三 指定施業要件

(一) 立木の伐採方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字寺原一七二九・一七三〇・一七三一の内一・一七三二・字和田原二〇〇（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び大月市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第三百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十三年八月二十九日

山梨県知事 横 内 正 明

一 保安林の所在場所

大月市初狩町下初狩字茅所丁二四七九、丙二四〇七、丙二四〇八、丙二四七九

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字茅所丁二四七九・丙二四〇七・丙二四七九（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、丙二四〇八
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び大月市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第三百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十三年八月二十九日

山梨県知事 横 内 正 明

一 保安林の所在場所

大月市笹子町黒野田字穴沢一〇〇〇の六、九八七、九九五、九九八

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字穴沢一〇〇〇の六・九九五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、九八七、九九八
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び大月市役所に備え置いて縦覧に供する。)
- 山梨県告示第三百五十一号
- 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。
- 平成二十三年八月二十九日
- 山梨県知事 横 内 正 明
- 都留市夏狩字根木三五七七から三五八〇まで

- 二 指定の目的
水源のかん養
- 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び都留市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第三百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十三年八月二十九日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 保安林の所在場所
都留市小野字文台一七九三
- 二 指定の目的
水源のかん養
- 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び都留市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第三百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十三年八月二十九日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 保安林の所在場所
上野原市大野字談合坂四八五四、四八五九、四八六〇、四八六一から四八六四まで、字立道四八四〇の二、四八四七、四八四七の乙、四八四八から四八五一まで
- 二 指定の目的
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字談合坂四八五四・四八五九・四八六一・四八六四・字立道四八四七から四八四九まで（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）、字立道四八四〇の二、四八四七の乙、四八五〇、四八五一
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び上野原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第三百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十三年八月二十九日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 保安林の所在場所
南都留郡道志村字川原畑八一六六の内一六、八一六六の内一八、八一六六の内二〇、八一七〇、八一七〇の乙、八一七二から八一七四まで
- 二 指定の目的
土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字川原畑八一六六の内一六・八一六六の内一八・八一七〇・八一七〇の乙・八一七二・八一七三(以上六筆)について次の図に示す部分に限る。)、八一六六の内二〇、八一七四
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び道志村役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第三百五十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十三年八月二十九日

山梨県知事 横 内 正 明

一 保安林の所在場所

- 1 南巨摩郡身延町西嶋字山ノ神二五八二から二五九〇まで、二五九三、二五九四、二五九七から二六〇二まで、二六〇三の一、二六〇四、字沢奥二六一九、二六三三の二、二六三三の三、二六三三の内三、二六三四から二六三六まで、二六三六の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第三百五十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。
平成二十三年八月二十九日

山梨県知事 横 内 正 明

一 保安林の所在場所

- 1 南巨摩郡身延町丸滝字大日向九九八番三・九九九番一(以上二筆)について次の図に示す部分に限る。)

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字大日向九九八番三・九九九番一(以上二筆)について次の図に示す部分に限る。)
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第三百五十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。
平成二十三年八月二十九日

山梨県知事 横 内 正 明

一 保安林の所在場所

- 1 南巨摩郡身延町湯之奥字後山三五三、三五四

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第三百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。
平成二十三年八月二十九日

山梨県知事 横 内 正 明

一 保安林の所在場所

南巨摩郡早川町早川字古次古一九一六の四・一九一六内の二・字古次古沢一九二四内の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、字古次古一九一五、一九一六

一九一六内の一、字古次古沢一九二四内の三
二 指定の目的
土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字古次古一九一五・一九一六・一九一六の四・一九一六内の一・一九一六内の二

(以上五筆について次の図に示す部分に限る。)、字古次古沢一九二四内の三
2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び早川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第三百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。
平成二十三年八月二十九日

山梨県知事 横 内 正 明

一 保安林の所在場所

南巨摩郡早川町湯島字沼一三三の二（次の図に示す部分に限る。)

二 指定の目的
土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採方法
1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び早川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第三百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。
平成二十三年八月二十九日

山梨県知事 横 内 正 明

一 保安林の所在場所

南巨摩郡南都町南部字御所村三九五の二、三九八の一から三九八の四まで、四三九の一、四五二、四六五、四六七

二 指定の目的
土砂の流出の防備

- 三 指定施業要件
- (一) 立木の伐採方法
- 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び南部町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

● 平成二十三年製菓衛生師試験の実施
製菓衛生師法（昭和四十一年法律第百十五号）第四条第一項の規定により、平成二十三年製菓衛生師試験を次のとおり実施する。
平成二十三年八月二十九日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 試験日時
平成二十三年十一月二十二日（火）午前九時から正午まで
- 二 試験場所
次のいずれかの場所（指定することはできない。）
甲府市丸の内一丁目五番四号 恩賜林記念館大会議室（舞鶴城公園内）
甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁会議室
- 三 試験科目
- 1 衛生法規
 - 2 公衆衛生学
 - 3 食品学
 - 4 食品衛生学
 - 5 栄養学
 - 6 製菓理論及び実技
- 四 受験資格
次のいずれかに該当する者
- 1 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七条に規定する者（旧国民学

校令（昭和十六年勅令第四百十八号）による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校の二年の課程を修了した者又は製菓衛生師法施行規則（昭和四十一年厚生省令第四十五号）附則第二項で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者を含む。以下同じ。）であつて、厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設において一年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したものの

- 2 学校教育法第五十七条に規定する者であつて、一年以上菓子製造業に従事したものの
- 3 製菓衛生師法の施行の際現に菓子製造業に従事している者（学校教育法第五十七条に規定する者を除く。）であつて、菓子製造業に従事した期間が、製菓衛生師法の施行の日において三年を超えているもの又は同法の施行の日後三年を超えるに至つたもの

五 受験願書の提出方法

住所地为所管する保健福祉事務所（保健所（支所を含む。以下同じ。））に提出すること。ただし、山梨県外に住所を有する者は、山梨県福祉保健部衛生薬務課に提出すること。

六 受験願書の受付期間

平成二十三年十月三日（月）から同月七日（金）までの毎日、午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時十五分まで。ただし、郵送による場合は、書留郵便とし、十月七日までの消印のあるものは有効とする。

七 提出書類

- 1 受験願書
 - 2 履歴書
 - 3 四に掲げる受験資格を有することを証明する書類
 - 4 写真（出願前六月以内に撮影した名刺型（縦九センチメートル、横五・五センチメートル）、無帽、正面上半身のもので、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したものの一枚）
 - 5 製菓衛生師試験基準（平成十二年厚生省告示第二百七十号）により試験科目の免除を受けようとする者にあつては、当該免除を受ける資格を有することを証明する書類
- 八 受験手数料
九千四百円（受験願書に九千四百円に相当する額面の山梨県収入証紙を貼り付け、消印はしないこと。）
手数料は、出願を取り消し、又は受験しなかつた場合でも還付しない。

九 合格者の発表

平成二十三年十二月十五日(木)午前十時に県庁東側及び県内各保健福祉事務所(保健所)の掲示板並びに県ホームページにおいて受験番号で発表する。

十 問い合わせ先

受験手続その他に関しては、最寄りの保健福祉事務所(保健所)又は山梨県福祉保健部衛生薬務課(電話〇五五―二三三―一四八九)に問い合わせること。

● 松くい虫駆除命令内容の公表

森林病害虫等防除法(昭和二十五年法律第五十三号)第五条第一項の規定により、次のとおり駆除命令を行うので、同条第四項において準用する同法第三条第五項の規定により公表する。

平成二十三年八月二十九日

山梨県知事 横 内 正 明

一 区域及び期間

1 区域

甲斐市の区域内に存する松林の区域のうち次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係図書を山梨県森林環境部森林整備課及び中北林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。)

2 期間

平成二十三年九月十八日から九月二十四日まで

二 森林病害虫等の種類

森林病害虫等防除法第二条第一項第一号に規定する松くい虫

三 行うべき措置の内容

1 松くい虫が付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して、当該樹木に薬剤を散布し、当該樹木を薬剤によりくん蒸し、又は当該樹木をはく皮したうえ、当該松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

2 松の伐採跡地であつて、松くい虫が付着し、又は付着するおそれがある根株の存するものを所有し、又は管理する者は、当該伐採跡地に存する当該根株並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮に薬剤を散布し、又は当該根株をはく皮したうえ、松くい虫が付着している場合には当該松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

3 松くい虫が付着し、又は付着するおそれがある伐採木等(伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条(用材及び薪炭材であるものを含む。))をいう。以下同じ。)を所有し、又は管理する者は、当該伐採木等に薬剤を散布し、当該伐

採木等を薬剤によりくん蒸し、又は当該伐採木等をはく皮したうえ、松くい虫が付着している場合には当該松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

四 命令をしようとする理由

一の1の区域及びその周辺の松林において前年度中に松くい虫による被害が発生していること並びに本年度における気象条件及び松くい虫による被害の発生状況にかんがみ、三に掲げる措置を行わなければ松くい虫により被害が異常にまん延し、一の1の区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

五 その他必要な事項

- 1 三に掲げる措置について、薬剤を使用する場合は、森林病害虫防除員の指示に従うこと。
- 2 三に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに、中北林務環境事務所を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、3により申請書を提出する場合は、この限りでない。
- 3 三に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後、速やかに、中北林務環境事務所を経由して知事に提出するものとし、その提出があつたときは、知事に、当該申請者が三に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、及び損失補償金を交付する。
- 4 知事は、三の1に規定する樹木、三の2に規定する伐採跡地又は三の3に規定する伐採木等を所有し、又は管理する者が、一の2に定める期間内に三に掲げる措置を行わないとき、行つても十分でないとき、又は行つて見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことができる。
- 5 知事は、4の措置を行つた場合において、当該措置の費用の額が、三に掲げる措置を行うべき者が自ら当該措置の全部又は一部を行つたとした場合にその者が受けることとなるべき損失補償金の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

公安委員会

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十三年八月二十九日

山梨県警察本部長 唐 木 芳 博

- 一 一般競争入札に付する事項
- 1 借入物品等の名称及び数量
運転免許証ファイリングシステム 一式
- 2 借入物品等の仕様等
入札説明書で定める内容等であること。
- 3 借入期間
平成二十四年二月一日から平成二十九年一月三十一日まで
- 4 借入場所
山梨県警察本部長が指定する場所
- 5 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- 二 一般競争入札の参加資格
- 1 一般競争入札の参加資格に記載した条件を全て満たす者であること。
- 2 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 3 平成二十三年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成二十三年山梨県告示第六十九号）の一に定める競争入札に参加することができる者又は入札の日までに取得見込みの者であること。
- 4 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- 5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）をしていない、又はこれがなされていないこと。ただし、同法第四十一条第一項の更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第九十九条第一項の更生計画認可の決定があつた場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者のみならず。
- 6 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二十一条第一項又は第二項の規

- 定に基づき再生手続開始の申立てをしていない、又はこれがなされていないこと。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。
- 7 民事再生法附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていないこと。
 - 8 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。
 - 9 法人税、地方税、消費税及び地方消費税並びに社会保険料の滞納がない者であること。
 - 10 政治活動並びに特定の公職者及び政党を推薦、支持又は反対することを主たる目的としていないこと。
 - 11 機密漏洩防止に関する規程を定めていること。
 - 12 仕様書に定められる業務内容を、公正かつ的確に遂行し得ること。
 - 13 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかは問わず、法人に対して業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。）に次のアからエまでのいずれかに該当する者のいない法人であること。
 - ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第十二条若しくは第十二条の六の規定による命令又は同法第十二条の四第二項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して二年を経過しないもの
 - エ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- 三 入札手続等
- 1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
郵便番号四〇〇〇 〇二〇二 山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県警察本部交通部運転免許課庶務担当 電話〇五五 二八五 〇五三三
 - 2 入札説明書の交付方法
この公告の日から平成二十三年九月十二日（月）までの山梨県の休日（以下「県の休日」という。）（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）

を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までに三の1の交付場所において交付する。

3 入札及び開札の日時及び場所
平成二十三年十月十一日(火)午前十一時 山梨県総合交通センター二階多目的ルーム

4 郵便又は信書便による入札書の受領期限及び場所
平成二十三年十月七日(金)午後四時までに山梨県警察本部交通部運転免許課庶務担当(郵便番号四〇〇〇〇二〇二 山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地)に必着すること。

5 入札の無効
この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」といふ。)第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

6 落札者の決定方法
この公告に示した借入物品等を納入できると山梨県警察本部長が認めたと入札者であつて、規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行ったものを落札者とする。

四 その他

1 契約の手續において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

2 入札保証金
入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納めなければならない。ただし、規則第百八条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

3 契約保証金
契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 入札者に求められる事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格を満たすことを証明する書類をこの公告の日から平成二十三年九月二十六日(月)までの県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までに三の1の場所に持参し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

5 契約書作成の要否

要
6 長期継続契約
この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成十七年山梨県条例第九十号)に基づく長期継続契約である。翌年度以降において当該契約に係る予算の減額又は削除があつた場合は、当該契約を解除することができる。

7 その他

(一) 落札者が契約締結までの間に二に掲げる参加資格のうち、一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。この場合において、山梨県警察は損害賠償の責めを負わないものとする。

(二) 詳細は、入札説明書による。

Summary

1 Nature and quantity of the products to be procured

Computer Systems for Driving License Filing System, 1 Set

2 Date and time for tender

11:00AM October 11, 2011

3 Bureau in charge

License Division, Traffic Department, Yamanashi Prefectural Police

Headquarters 825 Shimotakasuna Minami-Alps-shi Yamanashi-ken 400-0202 Japan

TEL 055-285-0533

正 誤

ページ	段	行	誤	正
一一九	下	五	四三八の一	四三八の一(以上一筆について、次の図に示す部分に限る。)

平成二十三年三月三日山梨県告示第六十三号(保安林の指定の解除の予定)

一一九ページ下段九行目と十行目の間に次のように加える。

(「次の図」は、省略し、その図面を山梨県庁及び早川町役場に備え置いて縦覧に供す。)

平成二十三年三月十四日山梨県告示第九十五号（保安林の指定の解除の予定）

一八五
下七

一三五〇の二

一三五〇の二（以上五筆
国有林）